
令和8年 第2回 3月（定例）中 間 市 議 会 会 議 録（第4日）

令和8年3月13日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和8年3月13日 午前10時00分開議

日程第 1	第 2号議案	令和7年度中間市一般会計補正予算（第11号）
日程第 2	第 3号議案	令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）
日程第 3	第 4号議案	令和7年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 4	第 5号議案	令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） （日程第1～日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 5	第 6号議案	中間市行政手続条例の一部を改正する条例
日程第 6	第 7号議案	中間市財政運営基本条例及び中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例の一部を改正する条例
日程第 7	第 8号議案	中間市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
日程第 8	第 9号議案	中間市介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 9	第10号議案	中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	第11号議案	中間市火災予防条例の一部を改正する条例
日程第11	第12号議案	中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	第13号議案	中間市文化財保護条例の一部を改正する条例 （日程第5～日程第12 委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第14号議案	中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例を廃止する条例 （日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第14	第15号議案	中間市未来創造基金条例
日程第15	第16号議案	中間市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 （日程第14・日程第15 委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第16	第17号議案	中間市等公平委員会共同設置規約の変更について
日程第17	第18号議案	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

(日程第16・日程第17 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第18 第19号議案 令和8年度中間市一般会計予算

日程第19 第20号議案 令和8年度中間市特別会計国民健康保険事業予算

日程第20 第21号議案 令和8年度中間市公共用地先行取得特別会計予算

日程第21 第22号議案 令和8年度中間市介護保険事業特別会計予算

日程第22 第23号議案 令和8年度中間市後期高齢者医療特別会計予算

日程第23 第24号議案 令和8年度中間市公共下水道事業会計予算

日程第24 第25号議案 令和8年度中間市水道事業会計予算

(日程第18～日程第24 質疑・委員会付託)

日程第25 第26号議案 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第26 第27号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(日程第25・日程第26 提案理由説明・質疑・委員会付託)

日程第27 第28号議案 中間市市民会館空調機等更新事業業務委託契約について

日程第28 第29号議案 中間市体育文化センター空調機更新事業業務委託契約について

(日程第27・日程第28 提案理由説明・質疑・委員会付託)

日程第29 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1 番 植本 種實君	2 番 堀田 克也君
3 番 小林 信一君	4 番 田口 善大君
5 番 原 舞君	6 番 森上 晋平君
7 番 田口 澄雄君	8 番 掛田るみ子君
9 番 阿部伊知雄君	10 番 原口 佳三君
11 番 迫田 隆太君	12 番 大和 永治君
13 番 柴田 広辞君	14 番 大村 秀三君
15 番 下川 俊秀君	16 番 中野 勝寛君

欠席議員（０名）

欠 員（０名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	田代 謙介君
教育長	………	蔵元 洋一君	総務部長	………	後藤 謙治君
総務部参事	………	持田 将一君	未来創造部長	………	井上 篤君
未来創造部参事	…	熊谷憲一郎君	市民部長	………	志垣 憲一君
保健福祉部長	…	冷牟田 均君	保健福祉部参事	…	岩切 伸一君
教育部長	………	清水 秀一君	建設産業部長	………	白石 和也君
環境上下水道部長	………				亀井 誠君
消防長	………	波多野暢俊君	総務課長	………	久野 朋博君
こども未来課長	…	松原 邦加君	介護保険課長	………	向 貴幸君
医療保険課長	………	八汐 雄樹君	生涯学習課長	………	大畑祐一郎君
都市計画課長	………	江藤 新悟君	下水道課長	………	松永 嘉伸君
上水道課長	………	原口 憲一君	消防予防課長	………	重光 孝彦君

事務局出席職員職氏名

事務局長	北原 鉄也君	書 記	熊谷 浩二君
書 記	本田 裕貴君	書 記	山本 和美君

議案の委員会付託表

令和 8 年 3 月 1 3 日

第 2 回中間市議会定例会

議案番号	件 名	付託委員会
第 1 9 号議案	令和 8 年度中間市一般会計予算	別 表 3
第 2 0 号議案	令和 8 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算	市民厚生
第 2 1 号議案	令和 8 年度中間市公共用地先行取得特別会計予算	総合政策
第 2 2 号議案	令和 8 年度中間市介護保険事業特別会計予算	市民厚生
第 2 3 号議案	令和 8 年度中間市後期高齢者医療特別会計予算	
第 2 4 号議案	令和 8 年度中間市公共下水道事業会計予算	産業消防
第 2 5 号議案	令和 8 年度中間市水道事業会計予算	
第 2 6 号議案	中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	市民厚生
第 2 7 号議案	中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
第 2 8 号議案	中間市市民会館空調機等更新事業業務委託契約について	総合政策
第 2 9 号議案	中間市体育文化センター空調機更新事業業務委託契約について	

別 表 3

令和 8 年度中間市一般会計予算

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳入歳出予算	別 表 4
第 2 条	第 2 表 継続費	各委員会
第 3 条	第 3 表 債務負担行為	
第 4 条	第 4 表 地方債	総合政策
第 5 条	一時借入金	
第 6 条	歳出予算の流用	

別 表 4

歳 入

款 別	款 名 ・ 項 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款 別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総合政策
2	総 務 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	
		1 項 5 目・6 目・8 目の一部、1 項 1 3 目・1 4 目、1 項 1 5 目の一部	産業消防
		1 項 1 目・5 目・1 5 目の一部、2 項 1 目の一部、2 項 2 目、3 項 1 目の一部	市民厚生
3	民 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	総合政策
		1 項 1 目・3 目の一部、1 項 1 3 目、2 項 1 目・4 目・6 目の一部、3 項 1 目の一部	

4	衛 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		1 項 1 目の一部、3 項 1 目	総合政策
		1 項 1 目・2 目の一部、1 項 4 目、2 項 1 目	産業消防
5	労 働 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	
		1 項 1 目の一部	市民厚生
6	農林水産業費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1 項 2 目・4 目の一部、2 項 2 目	総合政策
7	商 工 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1 項 1 目・4 目の一部	総合政策
8	土 木 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1 項 1 目の一部、2 項 3 目の一部、4 項 1 目・2 目の一部、5 項 1 目の一部	総合政策
9	消 防 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1 項 1 目・3 目の一部、1 項 4 目	総合政策
1 0	教 育 費	全 項	
1 1	災害復旧費	全 項	産業消防
1 2	公 債 費	全 項	総合政策
1 3	予 備 費	全 項	

午前10時00分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第2号議案

日程第2. 第3号議案

日程第3. 第4号議案

日程第4. 第5号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第1、第2号議案から日程第4、第5号議案までの令和7年度各会計補正予算4件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、大和永治総合政策委員長。

○総合政策委員長（大和 永治君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第2号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第11号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の歳入の主なものとして、国庫支出金におきまして、小中学校屋内運動場空調設備設置事業の財源となる空調設備整備臨時特例交付金に3億160万5,000円が計上されています。

また、繰入金におきまして、決算見込みに基づく財源調整などにより、財政調整基金繰入金が1,961万5,000円減額され、繰越金におきましては、前年度繰越金として4億4,092万円が追加計上されています。

諸収入におきましては、中間市行橋市競艇組合事業収入に5,350万円が追加計上されており、また、対象事業費の確定等に伴い、デジタル基盤改革支援補助金が2,677万9,000円減額されています。

市債におきましては、小中学校屋内運動場空調設備設置事業の財源として、4億3,410万円が追加計上されています。

次に、歳出の主なものとして、総務費におきまして、基幹系システムの標準準拠システムへの完全移行が延期になったことから、移行に係るシステム環境構築等の委託料1,849万7,000円が減額されています。また、決算見込みに基づく財源調整などにより、財政調整基金への積立金に8億3,323万3,000円が追加計上されています。

教育費におきましては、小中学校屋内運場空調設備設置事業として、空調設備に係る工事費や工事監理委託費、受変電設備工事費に合計7億3,348万円が計上されています。

なお、この事業は、実施期間が来年度までに及ぶことから、追加計上した金額の全額が繰越明許費として設定されています。

また、事業費の確定に伴い、小中学校給食調理等業務委託料が1,956万5,000円減額されています。

以上により、歳入歳出それぞれ13億9,969万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ227億6,822万5,000円とするものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第2号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、下川俊秀市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第2号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分及び第3号議案から第5号議案までの補正予算4件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第2号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第11号）について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、国庫支出金においては、障がい者福祉に係る扶助費への負担金が2,490万円、また、県支出金においては、同扶助費への負担金が1,245万円それぞれ計上されております。

次に、歳出の主なものとして、総務費においては、事業費の確定に伴い、定額減税補足給付金不足額給付金の給付に係る経費が3,349万1,000円減額されております。

また、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修費として合計226万9,000円が計上され、実施期間が来年度までに及ぶことから全額繰越明許費として設定されております。

民生費においては、事業費の確定に伴い、さくら保育園における会計年度任用職員人件費が400万円減額されております。また、障がい者福祉に係る各種扶助費について、12月定例会において増額の補正予算が議決されておりますが、更なる支出の増加が見込まれることから4,980万円が追加計上されております。

衛生費においては、健康管理システムの標準準拠システムへの移行が延期になったことに伴い、不要となった事業費が744万2,000円減額されております。

討論において、「自治体情報システムの標準化について、本来３月が期限であった標準化が延期され、その対応措置として予算が提案されているが、標準化というやり方自体が地方自治の本旨に反し、地方自治体の役割を減少させ、先行する中核市においても国の試算とは異なり経費が増加している事例が見られるなど、問題が生じている。また、生活保護費の減額措置について、過去の裁判所の判例で違法と判断されたにもかかわらず、国が新たな形で減額を行おうとし、先行して裁判を行った原告を優先的に措置するような差別的な対応が見られること、生活保護が国民の最低限の生活を保障する重要な制度であるにもかかわらず、国民を分断するようなやり方での対応が進められていることには反対する。」との意見がありました。

次に、第３号議案、令和７年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号）について申し上げます。

まず、歳入として、福岡県国民健康保険特別交付金の交付決定等に伴い、県補助金が３，５７７万９，０００円増額され、国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、一般会計繰入金が１，８５３万円減額されております。また、財源調整のため、歳入欠かん補填収入が１，３７１万円減額されております。

次に、歳出として、NHKの受信契約を締結していなかった公用車のカーナビゲーション・システムに係るテレビの受信料が２３万２，０００円計上されています。

また、国民健康保険税の過年度分の還付金が１０３万６，０００円、令和６年度に交付を受けております国民健康保険保険者努力支援交付金等の額の確定に伴い、過大交付分の返還金が２２７万１，０００円それぞれ増額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ３５３万９，０００円が追加され、予算の総額は歳入歳出それぞれ５２億９，１２６万４，０００円となっております。

次に、第４号議案、令和７年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳入として、介護保険事業等に係る国庫支出金が５８万９，０００円、支払基金交付金が２４０万１，０００円、利子及び配当金が７２万３，０００円、一般会計繰入金が５９万円、それぞれ増額されております。また、財源調整として、前年度繰越金が１億３，２１５万７，０００円増額されております。

次に、保険事業勘定の歳出の主なものとして、令和７年度税制改正に係る介護保険料算定基準の見直しを伴うシステム改修委託料が１１７万９，０００円、通所系介護サービス利用者数の増加及び介護従事者の処遇改善加算等の影響により、不足が見込まれる居宅介護サービス給付費負担金が１億３，４５５万円、介護給付費準備基金積立金が７２万３，０００円、それぞれ増額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ１億３，６４６万円が追加され、予算総額は歳入歳出それぞれ５２億９，９４１万１，０００円となっております。

次に、第5号議案、令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料が2,848万6,000円増額され、保険基盤安定繰入金が2,419万円減額されております。

次に、歳出の主なものとして、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金が429万6,000円増額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ429万6,000円が増額され、予算総額は歳入歳出それぞれ10億1,707万5,000円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第2号議案は賛成多数、第3号議案から第5号議案までは全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

最後に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第2号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第11号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、対象事業費の確定等に伴い、国庫支出金において、社会資本整備総合交付金1,533万7,000円、住宅市街地総合整備事業費補助金1,065万2,000円が、それぞれ減額されております。

次に、歳出の主なものにつきましては、土木費におきまして、道路新設改良費として工事費や点検委託料など合計910万円、都市計画総務費として塘ノ内砂山線街路事業負担金8,425万円、住宅建設改良費として中鶴公営住宅解体に伴う周辺家屋等事後調査業務委託料1,534万7,000円が、それぞれ減額されております。

消防費におきまして、非常備消防費として備品購入費398万6,000円が、消防施設費として消防庁舎改修工事費903万円がそれぞれ減額されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第2号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

第2号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第11号）について、反対意見を申し述べます。

自治体情報システムの標準化が、全国の自治体に対して20業務で行われようとしています。今年3月末が期限でしたが、全システムの4分の1が移行が間に合わない、特定移行支援システムに該当すると発表されました。また、この問題ありのシステムを一つでも抱える自治体は935団体、全体の52.3%にも及びます。もともとITに精通した職員が少なく、地域のベンダーに頼らざるを得ない状況でしたが、そうした業界でも人手不足が問題となっています。

その上、この標準化は、国の統一した業務の規制がかかるため、地域独自の施策ができなくなるという問題も抱えています。文字どおり、地方自治ではなく、その破壊です。

こうした地方自治体の抱える情報は、民間企業にとっては貴重な情報源です。更なる営業活動に使えます。しかし、それをこのような形で野放図に進めると、個人情報の危険性が増します。

さきに実践をした中核市の状況調査では、経費の半減どころか平均して2.3倍、5割以上の自治体が2倍以上、最大で見ますと5.7倍の運行経費を要することも報告をされました。百害あって一利なしのこのような標準化は即刻中止することを求めます。

次に、生活保護の問題です。最高裁で違法と判断された、生活保護費の減額措置に対して遡及しての追加支給が示されました。

しかし、全ての保護者に減額分を元に戻すということではなく、期間は2013年8月から2018年9月までの間、生活保護を現に受けていた人のみであり、その上、保護を受けていない人とのバランスを理由に高さ調整という概念を取り入れ、4.78%の減額に対して2.49%で対応しようとしています。

今の日本は生活保護の捕足率が20%程度ですが、これは元来、保護を受けるべき生活水準にもかかわらず、受けていない人が約8割も国民の中にいるということです。そうした状況下でこれらの人との高さ調整をやれば、当然保護の基準は下がります。

しかし、生活保護は、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障することにありますから、保護を最低限度の基準として、その他の人の生活水準をむしろ上げるべきであります。実際に生活保護基準が下がったことにより、就学援助や障害者福祉サービスの利用者負担上限額、保育料基準など47施策に影響が出ています。被害は保護者の域だけではありません。それに加えて、該当者全員に公平に支給するというやり方ではなく、裁判の原告のみに支給される特別給付金まで用意をされています。

こうした国民を意図的に分断するようなやり方はやめるべきだと思います。裁判に訴えた方々も、自分たちだけ優遇されることは望んでいないと思います。

以上のことから、この補正予算案については反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第２号議案から第５号議案までの令和７年度各会計補正予算４件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第２号議案、令和７年度中間市一般会計補正予算（第１１号）を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第２号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第３号議案、令和７年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第３号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第４号議案、令和７年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第４号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第５号議案、令和７年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5. 第 6号議案

日程第 6. 第 7号議案

日程第 7. 第 8号議案

日程第 8. 第 9号議案

日程第 9. 第10号議案

日程第10. 第11号議案

日程第11. 第12号議案

日程第12. 第13号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第5、第6号議案から日程第12、第13号議案までの条例改正8件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、大和永治総合政策委員長。

○総合政策委員長(大和 永治君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第6号議案から第8号議案まで並びに第12号議案及び第13号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第6号議案、中間市行政手続条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、令和5年のデジタル規制改革一括法に伴い、行政手続法が改正され、法令に基づく処分について、聴聞の通知等に係る公示送達がデジタル化されたことを受け、条例等に基づく処分についても同様の対応を行うため、改正を行うものとなっています。

条例の改正の主な内容は、公示送達の方法について、公示事項をインターネットを利用して不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示板に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとるものです。

なお、条例の施行日は、令和8年5月21日となっています。

次に、第7号議案、中間市財政運営基本条例及び中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、12月定例会にて議決された中間市行橋市競艇組合規約の変更に関連し、当該条例においても名称を変更する必要があったことから、中間市行橋市競艇組合

の名称を中間市行橋市ボートレース組合に改め、併せて使用する用字用語についても改めるものとなっています。

なお、条例の施行日は、令和8年4月1日となっています。

次に、第8号議案、中間市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、地域再生法が改正されたことに伴い、同法を引用している条文に改正の必要が生じたことから、条例改正を行うものとなっています。

条例改正の主な内容は、基金の積立対象となる、いわゆる企業版ふるさと納税の定義について、条例の規定する地域再生法の条項を改正後の条項に改めるものです。

なお、条例の施行日は、公布の日となっています。

次に、第12号議案、中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、申し上げます。

今回の条例改正は、遠賀川の河川敷について、積極的な利活用を更に促進するため、本市が一定の範囲で利活用の判断をすることができるようにするに当たって、遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理について規定する条例の包括的な見直しを行うものとなっています。

条例改正の主な内容は、名称を遠賀川河川敷市民グラウンドとした上で、同グラウンドにおける施設の構成を見直し、名称、面積等を変更するものです。

また、遠賀川河川敷市民グラウンドにおける禁止行為や許可を受けるべき行為、使用の制限等を定めるものとなっています。

なお、条例の施行日は、令和8年4月1日となっています。

次に、第13号議案、中間市文化財保護条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、文化財保護法及び福岡県文化財保護条例の一部改正に伴い、中間市文化財保護条例において引用しているこれらの法令等の条項に変更する必要があることから、条例改正を行うものとなっています。

条例改正の主な内容は、法令等の条項を引用している箇所について、改正後の条項に改めるものとともに、条例全体について、用字用語を含めた見直しを行うものです。

なお、条例の施行日は、令和8年4月1日となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第6号議案から第8号議案まで並びに第12号議案及び第13号議案はいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、下川俊秀市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第9号議案について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額引上げに伴い、第1号被保険者の介護保険料における標準段階の移動が生じ、介護保険料収入が減少する可能性に対応するため、介護保険法施行令の改正に合わせて条例改正を行うものです。

主な改正内容は、令和8年度の介護保険料について、所得の額の算定方法及び保険料率の算定に関する基準の特例を設けるものです。

なお、条例の施行日は、令和8年4月1日となっております。

討論において、「税制改正は国民にとって基本的な問題であるにもかかわらず、中間市の介護保険料の賦課で特例を設けるのは問題であり、基金で対応すべきであるため反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

最後に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第10号議案及び第11号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第10号議案、中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、近年の自動車の大型化により、市営自動車駐車場の使用者から自動車1台当たりの駐車区画の拡大について要望が寄せられたことを受けまして、市営自動車駐車場の環境整備を行ったことに伴い、市営自動車駐車場の使用料を見直すものです。

条例の主な改正内容といたしましては、市営自動車駐車場の環境整備により、1台当たりの駐車区画の面積を拡大したことから、これに合わせて使用料を改定するもので、具体的には、普通自動車・小型自動車駐車区画の1か月当たりの使用料について、現行の3,300円を3,960円とするものです。

なお、条例の施行日は、令和8年4月1日とし、使用料の改定に係る部分につきましては、令和8年10月1日から施行することとなっております。

次に、第11号議案、中間市火災予防条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び対象火気設備

等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する告示が、令和7年11月12日に公布されたことに伴うものです。

条例改正の主な内容といたしましては、近年のサウナブームを背景に、従来の屋内の浴室等のサウナ室に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテント等のサウナ室に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、安全性の検証を踏まえ、その特性に応じた内容となるように所要の見直しを行うものです。

また、令和6年1月1日に発生した輪島市大規模火災を受けて開催された輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会における報告書において、大規模地震時の電気対策が重要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災予防を推進するため、地震火災対策の一環として、感震ブレーカーの普及推進を図ることとされました。

なお、条例の施行日につきましては、省令の施行日に合わせ、令和8年3月31日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第10号議案及び第11号議案については、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

第9号議案、中間市介護保険条例の一部を改正する条例案について、反対意見を申し述べます。

国の税制改正によって、給与収入を所得に変える率が変わりました。これは俗に言う103万円の壁に対応したことによる変更です。今回のこの条例改正は、このことにより現在の介護保険料設定のランクに移動が生じ、結果として介護保険料の収入減となることを防ぐための対応です。

しかし、背景にあるのは、国の税制の改正であり、そのことをあえて無視をして従前の賦課内容を維持しようというのは、少しおかしいのではないのでしょうか。介護保険料の賦課には、所得の額や課税の有無によってランク付けがされますが、所得の算出方法が変わったことに対して、このような方法で介護保険料の算定を変更するのはいかながなものかと思います。基本的な考え方からの逸脱です。税制をベースに考えるべきだと思います。

確かに、このままですと保険料収入は減ることが予測されますが、一方で、介護給付費

準備基金は5億円以上のため込みがあります。もっと被保険者にやさしい、そして原則的な対応があっても良いのではないのかと思います。

このことを実施するためのシステム改修には、117万9,000円の補正予算が組み込まれていますが、来年度これを元に戻すのにも恐らく改修費用がいると思います。結果として、その費用を差し引いてどれほどの効果があるのか不明であります。これを再考する立場からこの内容については、この条例については反対いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第6号議案から第13号議案までの条例改正8件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第6号議案、中間市行政手続条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案、中間市財政運営基本条例及び中間市行橋市競艇組合事業収入配分金積立基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案、中間市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案、中間市介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案、中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案、中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案、中間市遠賀川河川敷市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案、中間市文化財保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13. 第14号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第１３、第１４号議案、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例を廃止する条例を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

大和永治総合政策委員長。

○総合政策委員長（大和 永治君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第１４号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会については、市長及び教育委員会からの諮問事項に対する審議結果の答申がなされたことを受け、同検討委員会条例の制定目的が十分に達成されたものと思料されることから、本条例を廃止するものとなっています。

また、同検討委員会委員の報酬に関する規定を削除するため、附則において中間市特別職職員の給与等に関する条例を併せて改正するものです。

なお、条例の施行日は、令和８年４月１日となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第１４号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第１４号議案、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例を廃止する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第１４号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１４．第１５号議案

日程第１５．第１６号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第14、第15号議案及び日程第15、第16号議案の条例制定2件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、大和永治総合政策委員長。

○総合政策委員長（大和 永治君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第15号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例は、本市における高度成長期に建設された多くの公共施設が老朽化により、大規模改修や修繕、建て替えが必要となっていることから、公共施設の整備及び中長期的な行政需要等に的確に対応するため、これらの経費の財源に充てることを目的とし、資金を積み立て、運用するための新たな基金を設置するものとなっています。

条例の主な内容は、基金の処分ができる場合を、公共施設等に関する計画に基づく事業、緊急の施設維持・再建事業又は将来の行政需要に対応する事業の財源に限定した上で、処分時には、理由、金額、財政への影響を公表することを義務づけ、積立額を財政調整基金と連動させることで、財政的な備えとしての機能と位置づけを明確化するものとなっています。

なお、条例の施行日は、令和8年4月1日となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第15号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、下川俊秀市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第16号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例制定は、子ども・子育て支援法において、特定乳児等通園支援事業者は、市町村の条例で定める運営に関する基準に従い、特定乳児等通園支援を提供しなければならないとされていることから、当該基準を定めるものです。

条例の内容は、利用定員の設定、利用開始前の面談の実施、運営規程の公表など、良質かつ適切なサービスの提供の確保を目的として、特定乳児等通園支援事業の具体的な運営に関する基準を定めるものです。

なお、条例の施行日は、令和8年4月1日となっております。

討論において、「今年の4月から始まるこども誰でも通園制度は、利用者と施設との直接契約となり公的介入がなくなること、また、子どもたちが経験もない場所や知り合いも

いないところにいきなり入れられることへの混乱が生じること、何より保育の基本に関わる保育士と子どもたちの人数の問題など、改正すべき点は他にもあると思うことから反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄議員。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

第15号議案及び第16号議案について、反対意見を申し述べます。

まず、第15号議案ですが、中間市未来創造基金条例案について、反対意見を申し述べます。

このことは、2021年9月議会に中間市公共施設整備等基金条例として出され、提出をされ、否決をされました。名前こそ違え、内容はほぼ同一の内容であります。

かつては、他の基金の一部を廃止し、この基金の原資とする内容でしたが、今回は新規の基金設立のみであります。しかし、将来の箱物建設に予算が必要とされるので、独自に積み立てるという点では同一の内容です。

中間市のこうした建築物については、かつて中央公民館の長寿命化案で、目標耐用年数70年というのもありました。今後、建物については現在の財政状況のみならず、将来の財政状況も見定めた上での慎重な判断が求められると思います。

その点では、何にでも使える現在の財政調整基金で対応することで十分ではないかと思います。逆にこのような特化した基金を設立しますと、今後はそのことに財政目的が限定される危険性があります。

水道料金の値上げも含めて、多元的なレベルでの判断で今後の中間市政をどうするかが迫られる時期がきていると思います。慎重な対応を求めて、この条例案については反対をいたします。

次に、第16号議案、中間市特定乳幼児等通園支援制度の運営に関する基準を定める条例について反対意見を申し述べます。

この条例は、通称こども誰でも通園制度の4月開始に向けての法整備としてなされたものです。この制度のうたい文句は、孤立する子育て不安に応え、親の就労にかかわらず、全ての子どもの育ちを応援するというのですが、今までの保育は、保育に欠けるという文

言にみられるように、就労等の事情で、保育の必要性が現に認められる場合に限られていましたが、今回は就労にかかわらずということで、柔軟な対応となっています。その点では前進面ではありますが、問題はその内容です。

鹿児島大学の伊藤周平教授は、その問題点を4つ挙げています。その一つは、自治体を介さずに行うことで、公的責任を放棄し、企業参入を図っている点。二つ目が乳幼児を事前面談もなく、保育士資格もない職員が見ることができる仕組み。三つ目に保育士の人手不足が叫ばれている中、現場に負担を強いて更なる人手不足を招き、突然のキャンセルに関連する金銭的な問題などで事業主を追い込む。四つ目に制度開始によって公的医療保険などの負担がふえ、世代間の分断を生む危険性があることを挙げています。

一時保育は高い専門性が必要で、整えられた環境・経験・技術が求められます。試行では比較的余裕のある事業所が行っていましたが、これからは現場の実態を抜きに、これが開始をされます。何よりも、人見知りの時期の子どもたちをいきなり保育所に預ける行為自体が猛烈なストレスを与えます。しかも、保護者と事業者の直接契約ですから、公的責任はなくなります。

国際的にみても、保育士一人当たりの園児定員はあまりにも多すぎます。もっと日常の保育の質を見直し、その上での対応がなされるべきではないでしょうか。

以上のことから、この条例内容での実施は問題がありますので、反対いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第15号議案及び第16号議案の条例制定2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第15号議案、中間市未来創造基金条例を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第16号議案、中間市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16. 第17号議案

日程第17. 第18号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第16、第17号議案及び日程第17、第18号議案の規約変更2件を一括議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。

大和永治総合政策委員長。

○総合政策委員長(大和 永治君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第17号議案及び第18号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第17号議案、中間市等公平委員会共同設置規約の変更について申し上げます。

今回の規約の変更は、中間市行橋市競艇組合及び福岡県中間市外二ヶ町山田川水利組合と共同して設置している公平委員会について、中間市行橋市競艇組合の名称が変更されることに伴い、共同設置に関する規約を変更する必要があることから、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会に議決を求められたものです。

次に、第18号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について申し上げます。

今回の規約の変更は、久留米市外三市町高等学校組合が令和8年3月31日限りで解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、令和8年4月1日から久留米広域市町村圏事務組合の名称が変更されることに伴い、規約を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により、議会に議決を求められたものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第17号議案及び第18号議案はいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、第17号議案及び第18号議案の規約変更2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第17号議案、中間市等公平委員会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第18号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18. 第19号議案

日程第19. 第20号議案

日程第20. 第21号議案

日程第21. 第22号議案

日程第22. 第23号議案

日程第23. 第24号議案

日程第24. 第25号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第18、第19号議案から日程第24、第25号議案までの令和8年度各会計予算7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております令和８年度各会計予算７件は、会議規則第３７条第１項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第２５．第２６号議案

日程第２６．第２７号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第２５、第２６号議案及び日程第２６、第２７号議案の条例改正２件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第２６号議案、中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、児童福祉法等の一部改正により、満３歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、市町村が条例を定める際の基準となる内閣府令が改正されたことから、本市におきましても同様の整備を行うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、まず、満３歳以上限定小規模保育事業の利用定員について、６人以上１９人以下とするものでございます。

また、同事業の利用希望者が定員を超える場合の取扱いについて、保育の必要性の程度や家庭状況を勘案し、改正後の子ども・子育て支援法の規定による認定に基づき、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考を行うことを義務付けするものでございます。

また、連携施設の確保に関しまして、満３歳以上の子どもが対象となる事業特性に鑑み、保育内容の支援及び代替保育の確保に係る連携協力を行う保育所等の施設の適切な確保を義務付けるとともに、卒園後の受け皿となる施設の確保については不要としております。

なお、条例の施行日につきましては、内閣府令の施行日に合わせ、令和８年４月１日といたしております。

次に、第２７号議案、中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほどの第２６号議案におけるご説明と同様に、児童福祉法等の一部改正により、満３歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、市町村が条例を定める際の基準となる内閣府令が改正されたことから、本市におきましても同様の整備を行うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、まず、満３歳以上限定小規模保育事業における設備及び職員の配置基準につきまして、適切な保育体制を確保するため、既存の小規模保育事業所Ａ型における満３歳以上の幼児に係る部分と同様の基準といたしております。

また、連携施設の確保に関しまして、満3歳以上の子どもが対象となる事業特性に鑑み、保育内容の支援及び代替保育の確保に係る連携協力を行う保育所等の施設の適切な確保を義務付けるとともに、卒園後の受け皿となる施設の確保については不要としております。

なお、条例の施行日につきましては、内閣府令の施行日に合わせまして、令和8年4月1日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の市民厚生委員会に付託いたします。

日程第27. 第28号議案

日程第28. 第29号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第27、第28号議案及び日程第28、第29号議案の契約締結2件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第28号議案、中間市市民会館空調機等更新事業業務委託契約について、提案理由を申し上げます。

中間市市民会館の空調機は設置から約30年が経過し、耐用年数を超過しており、既に利用者に影響を及ぼすほどの不具合を生じていることから、早急に空調機を更新するため、業務委託により更新事業を実施することといたしました。

また、この更新に合わせ、市民会館の指定避難所としての機能の向上を図るため、非常用発電機と直流電源装置の更新、一部照明器具のLED化を併せて実施することといたしました。

この事業につきましては、工期を短縮し早期に業務を完了させる必要があること、業務内容が技術的に高度なものであり、専門的な技術や知識が要求されるものであることから、民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用して実施することとし、公募型プロポーザル方式により事業者を選定することといたしました。

このプロポーザルには、株式会社ハッセイ1者の応募があり、中間市市民会館空調機等更新事業業務の委託に係る公募型プロポーザル審査委員会において、書類審査及び業務提案評価審査を実施した結果、業務提案が基準を満たしていたことから、先月12日に同社

を優先交渉権者に選定し、今月３日付けで契約金額を７億９，４２０万円として、仮契約を締結いたしております。

この契約の締結に当たり、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、１件の予定価格が１億５，０００万円以上である工事の請負契約を締結する場合におきましては、議会の議決が必要とされておりますことから、議決を求めるものでございます。

次に、第２９号議案、中間市体育文化センター空調機更新事業業務委託契約について、提案理由を申し上げます。

中間市体育文化センターの空調機は、設置してから約４７年が経過し、耐用年数を超過しており、既に利用者に影響を及ぼすほどの不具合を生じていることから、早急に空調機を更新するため、業務委託により更新事業を実施することといたしました。

この事業につきましては、工期を短縮し早期に業務を完了させる必要があること、業務内容が技術的に高度なものであり、専門的な技術や知識が要求されるものであることから、民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用して実施することとし、公募型プロポーザル方式により事業者を選定することといたしました。

このプロポーザルには、株式会社ハッセイ１者の応募があり、中間市体育文化センター空調機更新事業業務の委託に係る公募型プロポーザル審査委員会において、書類審査及び業務提案評価審査を実施した結果、業務提案が基準を満たしていたことから、先月１２日に同社を優先交渉権者に選定し、今月３日付けで契約金額を２億３，７０５万円として仮契約を締結いたしております。

この契約の締結に当たり、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、１件の予定価格が１億５，０００万円以上である工事の請負契約を締結する場合におきましては、議会の議決が必要とされておりますことから、議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております契約締結２件は、会議規則第３７条第１項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

日程第２９．会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第２９、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、植本種實議員及び森上晋平議員を指名いたします。

_____ . _____ . _____

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。

午前10時58分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 植 本 種 實

議 員 森 上 晋 平